

建築士事務所の技術者人件費等について

業務・技術委員会では、建築士事務所の業務報酬の算定基礎資料の一要素である直接人件費のうち、技術者の人件費に係る資料を毎年提供しています。

技術者の人件費は、過去に提供してきたデータからも読みとれますが、建築士事務所の規模・業態または地域性によって技術者を雇用するため必要とした人件費に差があります。各建築士事務所において、それぞれの状態に応じた業務報酬算定の基礎資料の一部となる1日当たりの技術者日額を把握しておくことが必要でしょう。

○技術者日額および直接人件費の考え方

建築士事務所に勤務する技術者へ1年間に支払った給与・諸手当・賞与等の金額に社会保険料等の年間合計額をその技術者の労働日数で除せば、1日当たりの技術者日額の目安が出ます。また、年間労働時間で除せば、1時間当たりの技術者単価の目安が出ます。

受託した業務を担当する技術者の必要業務日数または必要業務時間を1年間に累計し、担当技術者の日額または時間単価を乗じて得た額の総和が、国土交通省告示第15号で示されている直接人件費となります。

参考として、厚生労働省の統計資料の中で公表されている「賃金構造基本統計調査結果」（平成29年に実施した調査結果）の1級建築士の賃金データを以下の表に示しましたのでご参考にしてください。

賃金構造基本統計調査（1級建築士）

区分	企業規模計(10人以上)						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	52.1	14.0	173	14	431.5	1357.0	1730
20～24	24.5	2.5	168	8	245.8	967.0	10
25～29	27.0	4.7	170	39	319.1	1211.1	85
30～34	33.0	7.6	174	26	424.9	1334.6	119
35～39	38.0	9.0	178	13	419.0	1610.1	127
40～44	42.2	12.0	173	14	440.3	1416.8	184
45～49	47.8	14.5	174	13	512.2	1927.5	197
50～54	52.7	18.6	171	9	510.3	1596.7	215
55～59	57.6	20.8	174	19	503.3	1835.0	222
60～64	62.7	18.8	176	8	422.4	988.7	287
65～69	67.4	9.2	168	10	319.7	709.7	225
70～	74.8	10.1	172	0	279.5	624.9	58
女	39.4	9.2	169	13	327.5	1256.3	230

区分	1000人以上						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	50.8	18.2	169	25	508.5	2223.2	305
20～24	-	-	-	-	-	-	-
25～29	26.8	4.5	173	63	424.3	1294.4	11
30～34	32.4	8.8	165	37	512.7	1920.5	47
35～39	38.0	9.4	171	31	533.4	2659.5	11
40～44	41.7	11.8	169	26	527.8	2027.8	26
45～49	48.0	19.8	173	19	603.3	3264.2	61
50～54	53.7	16.8	162	14	516.8	1123.5	11
55～59	58.2	23.3	170	10	604.7	3199.1	53
60～64	62.8	41.1	173	22	407.4	1738.4	43
65～69	67.2	6.9	164	31	354.5	883.1	43
70～	-	-	-	-	-	-	-
女	37.6	11.5	164	19	367.8	2206.4	71

区分	100～999人						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	47.3	13.0	169	17	425.7	1439.4	383
20～24	24.5	2.5	168	8	245.8	967.0	10
25～29	27.3	5.3	169	32	294.1	1382.2	60
30～34	33.7	10.1	179	22	369.6	1795.6	20
35～39	38.1	9.5	176	10	466.9	2067.2	37
40～44	41.7	10.2	168	8	447.3	1527.5	47
45～49	48.5	11.5	165	10	454.4	1533.7	43
50～54	52.5	23.2	164	11	628.7	1602.7	43
55～59	58.5	31.1	178	63	542.8	2140.8	37
60～64	62.3	17.0	170	5	404.4	1210.8	37
65～69	67.7	6.5	164	0	331.7	368.2	45
70～	75.3	12.1	146	0	205.6	0.0	5
女	39.9	5.9	164	16	392.3	855.1	68

区分	10～99人						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	54.3	13.1	176	10	411.1	1073.3	1042
20～24	-	-	-	-	-	-	-
25～29	26.0	2.4	174	50	346.9	424.0	14
30～34	33.2	5.6	181	18	367.4	640.7	53
35～39	38.0	8.8	180	13	381.0	1253.5	79
40～44	42.5	12.8	176	14	416.8	1226.9	111
45～49	47.4	12.4	180	11	479.2	1231.2	92
50～54	52.6	17.5	173	8	478.4	1625.7	162
55～59	57.1	17.0	174	11	452.1	1208.2	133
60～64	62.8	14.5	178	6	428.7	793.0	207
65～69	67.4	10.7	171	7	304.8	766.9	137
70～	74.8	9.9	175	0	285.7	677.1	54
女	40.5	9.8	177	7	337.0	819.2	92

[補足] 毎月勤労統計調査速報によると産業分類による建設業（規模5人以上）の所定内給与の対前年同月比は、平成30年4月は+0.6%、5月は+1.7%、6月は+1.0%となっています。

また、人事院では、平成30年8月10日に同年度の一般職国家公務員の給与について、月給を平均0.16%（655円）引き上げるよう国会と内閣に勧告しました。ボーナス（期末・勤勉手当）も0.05ヶ月分引き上げ、いずれも5年連続のプラス改定となりました。